

独立行政法人家畜改良センター令和4年度計画

制定：令和4年3月31日

変更：令和4年12月14日

変更：令和5年2月22日

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 全国的な改良の推進

(1) 種畜・種きんの改良

ア 乳用牛

ホルスタイン種について、一塩基多型（以下「SNP」という。）情報を活用した解析を進めるなどにより、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）で作出する候補種雄牛の暑熱耐性の育種価を算定するとともに、2回以上評価値を公表する。

また、センターが有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、家畜生体の卵胞卵子を活用した高度な繁殖技術等を活用することにより、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量56.4kg/年、乳脂肪3.3kg/年、無脂乳固形分5.7kg/年、乳蛋白質2.5kg/年（令和元年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や泌乳持続性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛を、概ね30頭作出する。

イ 肉用牛

黒毛和種について、都道府県との共同研究によるゲノミック評価の形質に脂肪酸組成を加え、評価手法の改善について検討を行う。

また、4系統群（兵庫、鳥取、岡山、広島）・5希少系統（熊波、城崎、栄光、藤良、38岩田）に配慮して、センターが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（日齢枝肉重量の育種価を1年あたり4.7g増加、脂肪交雑は現在の改良量を維持（令和元年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上に相当する、直接検定時の1日当たりの生体の増体量が概ね7.3g以上の遺伝的能力を有する増体性に特長を持つ候補種雄牛や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を、概ね30頭作出する。

このほか、褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を、1頭以上作出する。

ウ 豚

デュロック種については、増体性を特に重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1日当たり増体量が概ね1,070gとなる優良な種豚群作出に向けた選抜・交配を行う。

ランドレース種及び大ヨークシャー種については、繁殖性を特に重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1腹当たり育成頭数がそれぞれ概ね11.2頭、10.8頭となる優良な種豚群作出に向

けた選抜・交配を行う。

エ 鶏

国産鶏種について、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上する種鶏群作出に向けた選抜・交配を行う。また、4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上する種鶏群作出に向けた選抜・交配を行う。

オ 重種馬

純粋種重種馬であるブルトン種及びペルシュロン種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、けん引能力に関連のある馬格に優れた種雄馬候補を、両品種の合計で概ね6頭作出する。

カ めん羊・山羊等

めん羊・山羊について、現有のサフォーク種及び日本ザーネン種を維持する。また、現有している肉用牛の日本短角種、鶏の軍鶏等の希少な品種を維持する。

(2) 遺伝的能力評価の実施

乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質等の必要なデータを収集し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果を4回以上公表する。

肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）の産肉形質等の必要なデータを収集し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果を4回以上提供する。

豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等の必要なデータを収集し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果を4回以上提供する。

(3) 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供

乳用牛について、乳量など主要な形質の遺伝的能力の推移や地域差、つなぎ飼いや搾乳ロボット利用等の飼養形態に適合する体型等を分析し、適合性の高い娘牛に改良するための情報等、課題に対応した情報の分析に取り組み、1回以上情報提供する。

肉用牛について、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や地域差など、課題に対応した情報の分析に取り組み、1回以上情報提供する。豚について、繁殖性など主要な形質の遺伝的能力の推移や季節差、繁殖雌豚の群飼における生産性の向上等課題に対応した情報の分析に取り組み、1回以上情報提供する。

(4) 多様な遺伝資源の確保・活用

ア 家畜遺伝資源の保存

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が行うジーンバンク事業に協力し、家畜遺伝資源や飼料作物の遺伝資源の保存に取り組む。

また、黒毛和種について、4系統群・5希少系統に配慮して、センター

が有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（日齢枝肉重量の育種価を1年当たり4.7 g 増加、脂肪交雑は現在の改良量を維持（令和元年度時点の評価方法に基づく育種価目標数値））以上に相当する、直接検定時の1日当たりの生体の増体量が概ね7.3 g 以上の遺伝的能力を有する増体性に特長を持つ候補種雄牛や脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を、概ね30頭作出する。（再掲）

イ 鶏始原生殖細胞（以下「PGCs」という。）の保存技術を活用した遺伝資源技術の利用・普及

OJT研修などにより、PGCsの保存技術を習得した職員を1名以上、新たに育成する。

ウ センターの持つ多様な遺伝資源の分散飼養

家畜伝染性疾病の侵入等により貴重な育種素材を失うことがないように、乳用牛、肉用牛（黒毛和種）、豚及び鶏の主要な育種素材について、複数の牧場を活用し、リスク分散に取り組む。このため原則として、乳用牛は新冠牧場、十勝牧場及び岩手牧場、黒毛和種は十勝牧場、奥羽牧場、鳥取牧場及び宮崎牧場、豚は茨城牧場及び宮崎牧場、鶏は岡崎牧場及び兵庫牧場でそれぞれけい養を行う。

エ 受精卵の供給

生産基盤の強化に必要となる受精卵の供給を実施するため、家畜生体の卵胞卵子の活用等の高度な採卵技術を有する獣医師職員の育成・技術向上のための講習を1回以上実施し、高度な採卵技術を有する獣医師職員を概ね4名確保する。また、獣医師の指示を受けて採卵した受精卵の処理等を行うことができる家畜人工授精師の資格を有する職員を概ね20名確保する。

2 飼養管理の改善等への取組

（1）スマート畜産の実践

ア 乳用牛や肉用牛における省力化機器を活用した飼養管理技術等の実践・実証

労働力軽減を図るため、搾乳ロボットを活用した高泌乳牛群の管理や繁殖雌牛の分娩監視装置等の省力化機器を用いた群管理及び搾乳ロボットに適合する後継牛生産に関する実践・実証を行い、実用的な情報提供を1回以上行う。

イ 繁殖雌豚におけるカメラ画像を活用した繁殖管理技術の実用化

令和3年度に新たに構築した繁殖雌豚の発情及び分娩検知システムの有効性を検証し、必要に応じて改善を図る。

（2）SDGsに配慮した畜産物生産の普及

ア 畜産GAPの取得

第4期中期目標期間において畜産GAPを取得している奥羽牧場（肉用牛）、岩手牧場（乳用牛・生乳）、熊本牧場（肉用牛）及び令和3年度に取得している岡崎牧場（採卵鶏・鶏卵）（以下「認証4牧

場」という。)については、維持審査あるいは更新審査を受審し、認証を確保する。また、GAP取得に向けた研修会等を1回以上受講し、人材の育成を図る。

イ SDGsに配慮した家畜改良の推進

肉用牛及び豚について、飼料利用性の遺伝的能力評価を開始するためのデータ収集を行うとともに、遺伝的能力評価モデルの検討を行う。

ウ 持続可能な畜産物生産活動に資する技術の実証

肥育期間の短縮技術の普及を図るため、出荷月齢26か月齢とする短期肥育技術の実証を行うとともに、牛肉の理化学特性や官能特性のデータ収集を行う。また、繁殖雌牛の肥育技術の開発のため、肥育期の飼養管理データ、牛肉の理化学特性、官能特性のデータ収集及び取りまとめを行う。

福島県などにおいて有効な放射性セシウム低吸収牧草の簡易な栽培管理手法の実証のため、実証ほ場で生育や収量等のデータ収集を行う。

エ 持続可能な畜産経営実現への支援

認証4牧場における家畜衛生や労働安全、アニマルウェルフェアなど多岐にわたる要素から生産工程管理を行う畜産GAPの取組等を踏まえた農場管理に関する講習会等や、SDGsの推進に資する飼養管理技術や繁殖技術に関する講習会等について実施するとともに、生産者等に向けてそれらの動画コンテンツ等を作成する。さらに、畜産現場における作業安全の一助となるようセンターで発生した労働災害に関する情報提供等を行う。また、家畜人工授精師免許(馬・めん羊・山羊)の取得等に係る講習会を実施する。

講習会及び情報提供を10回以上実施するとともに、講習会の開催に当たっては参加者の理解度向上のため、質疑応答や実技講習を十分に行えるよう準備する等により、理解度又は終了試験の合格率が80%以上となるよう取り組む。

(3) 家畜衛生管理の改善

センターにおける野生動物対策や防疫ゾーンの設定による衛生管理区域における防疫対策や農場HACCPの取組等、国内の家畜飼養における衛生管理の改善等に資するノウハウ等について、講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を、概ね30回以上行う。

また、国や都道府県が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う調査・研究への協力等の依頼があった場合、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に参加又は協力する。

3 飼料作物種苗の増殖・検査

(1) 飼料作物種苗の検査・供給

ア 国際種子検査協会(以下「ISTA」という。)認定検査所としての技術水準の確保

種苗の検査に係る内部監査等の品質管理活動を実施するなどにより、

I S T A技能試験の総合評価において良技能（Good performance：B）以上の評価を得て、I S T A検査所としての認定ステータスを確保する。

イ 飼料作物種苗の適正な在庫の確保

関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、供給すべき飼料作物の種苗の量を予測し、その補填に必要十分な量の種苗が生産されるような作付計画を策定・実施することにより、年度末の時点で、O E C D種子品種証明制度の要件に合致した種苗の在庫を、30トン±25%の範囲で適正に確保する。

ウ 委託に応じた適切な種苗の増殖

民間事業者から委託を受けて行う飼料作物の種苗の増殖については、委託を受けた生産見込み数量以上かつ、夾雑物等の混合がほぼないなどのO E C D種子品種証明制度の要件に合致した種苗を生産し、委託元に供給する。

（2）飼料作物の優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を概ね2回行うとともに、20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行う。

また、精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤を活用し、地域適応性等に関する検定試験を実施するとともに、優良品種に係るデータベースを更新して、概ね700品種以上のデータを都道府県等に提供する。

さらに、センターで行う粗飼料生産については、優良品種を用い、肥培管理等を適切に行うこと等により、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組む。

4 調査・研究及び講習・指導

（1）有用形質関連遺伝子等の解析

ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析

家畜・家きんの特色に応じ、有用形質と遺伝子情報との関連性について、以下の取組を行う。

- ・乳用牛：ホルスタイン種における疾病抵抗性、長命連産性等について、解析サンプルを収集し、候補遺伝子3個の関連性を調査する。これまでにゲノムワイド関連解析で検出された1形質の1領域について詳細に調査する。

- ・肉用牛：黒毛和種の官能評価値データを持つ牛肉サンプルについて、官能評価値と既報の食味遺伝子3個との関連性を調査する。また、新たな食味形質関連遺伝子1個を探索する。

飼料利用性調査牛のDNAと形質情報を収集する。

- ・豚：デュロック種における産肉能力についてサンプルと形質情報を収集し、増体関連2遺伝子及び肉質関連4SNPの関連性を調査す

る。

ランドレース種における繁殖能力についてサンプルと形質情報を収集し、これまでに検出された候補遺伝子2個の関連性を調査する。

・鶏：ロードアイランドレッド種の遅羽性遺伝子型を確認する集団について、遺伝子型を判定し、選抜時に利用する情報を牧場に提供する。

イ 効率的な牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発

食肉処理場由来及び経腔採卵由来の牛の体外受精卵から採取する少数細胞のDNAを増幅させてSNP解析する手法を検討する。

さらに、若齢牛からの経腔採卵手法を検討する。

(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

ア 食肉における食味に影響を及ぼす成分とその影響力に関する調査・解析

食肉の食味に影響を及ぼすアミノ酸や脂肪酸等の成分について、理化学分析及び官能評価を実施し、それらの成分の影響力を調査・解析する。

特に、牛肉においてロース筋肉内粗脂肪含量が40%の場合、オレイン酸が多いと食味が高まることが昨年度示されたが、筋肉内脂肪含量が異なる水準でも食味が向上するか調査・解析する。

イ 海外産肉と和牛肉との肉質比較に関する調査・解析

いわゆる海外産WAGYU牛肉と黒毛和牛肉との肉質に関する比較を、理化学分析及び官能評価によって実施し、科学的な肉質の違いを調査・解析する。

(3) 豚の受精卵移植技術の改善

豚の受精卵移植に必要な受精卵の確保に当たり、従来の開腹手術による採胚と侵襲度の低い採卵方法を比較検討し、最適な切開位置及び胚日齢（人工授精後日数）を検討するとともに、採卵を容易にする器具の開発に着手する。

(4) 知財マネジメントの強化

知財マネジメントの強化のため、権利化又は公知化など、適正な取り扱いについて、「知的財産に関する基本方針」の中で定めた「知的財産のマネジメントに係る基本的な方針」に基づき、調査・研究において得られた成果の情報提供に取り組む。

(5) 講習・指導

ア 中央畜産技術研修会の開催

農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき中央畜産技術研修会を開催する。なお、研修内容に関するアンケート調査を実施し、農林水産省と連携して、行政課題の解決に向けた研修内容の充実に努め

るとともに、研修環境に配慮して講義の実施方法を工夫するなどにより、研修受講者の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。

イ 個別研修・海外技術協力の研修等の実施

都道府県・団体等からの依頼に基づく個別研修・海外技術協力の研修等を実施する。なお、研修等の内容については、普及・定着が望まれる畜産技術など依頼元からの要請に基づき対応するものとし、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるとともに、研修環境に配慮して実施方法やカリキュラムを工夫することなどにより、研修受講者の理解度の向上に努め、理解度が80%以上となるよう取り組む。

5 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）等に基づく事務

（1）家畜改良増殖法に基づく事務

種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して、種畜検査を実施する。このため、種畜検査員を100名以上確保することとし、種畜検査員の確保及び適正な種畜検査を遂行するための職員に対する講習を、1回以上実施するとともに、種畜検査員からの照会に改良部が速やかに対応することなどにより、種畜検査を的確に実施する。

また、家畜改良増殖法第35条の2第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去が的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね20名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を、1回以上実施する。あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、農林水産省からの依頼に応える体制を整備するため、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を、1回以上実施する。

（2）種苗法（平成10年法律第83号）に基づく指定種苗の集取及び検査並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号、以下「カルタヘナ法」という。）に基づく立入検査

種苗法第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施できるよう、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を、1回以上実施する。

また、カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね10名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を、1回以上実施する。

6 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に基づく事務

（1）牛トレーサビリティ法に基づく委任事務の実施

ア 牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務の実施

牛個体識別台帳の作成・記録、公表等に関する事務や、個体識別番号の決定・管理者への通知を適正に実施する。

イ 緊急検索等の対応

国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省からの緊急検索依頼等に対し速やかに必要な情報の抽出・提供を行うため、検索要員の確保や机上演習を行い、緊急検索体制を確保する。

（2）牛個体識別に関するデータの活用

ア 牛個体識別データの有効活用

牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、全国版畜産クラウドにおける利用の推進のほか、個人情報の管理を適正に実施しつつ、国・都道府県・関係団体や牛の管理者等利用者の要望に応じたデータ提供を行い、データの一層の有効活用を進める。

イ 牛個体識別システムの利便性向上と情報セキュリティ対策

牛個体識別システムの利用者の利便性等の向上を図るため、これまでのユーザー対応等により蓄積された要望や意見等を活用し、計画的にシステム改修等を行うとともに、これまで強化してきた情報セキュリティ対策に着実に取り組む。

7 センターの人材・資源を活用した外部支援

（1）緊急時における支援

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。また、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制の整備等を行う。

（2）災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。

このため、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を上回る生産に取り組む。

さらに、災害等による影響を考慮して、全国的な視点からの家畜改良に資

するような、種畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応する。

(3) 作業の受託等

都道府県、大学、民間等から、飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査をはじめとした全国的な視点から取り組む試験研究に関する協力依頼があった場合、センターが保有する家畜等のリソースを活用して貢献できるものについては、防疫措置等を考慮した上で、積極的に対応する。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組む。

2 調達合理化

公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、この計画に基づき、重点的に取り組む分野や、調達に関するガバナンスの徹底等について、着実に実施する。

また、随意契約について、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。

さらに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証や、一般競争等について真に競争性が確保されているかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。

3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時には、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化など業務の見直しを行う。また、ネット会議システム等を活用し、本所及び牧（支）場間のネット会議等を実施することにより、業務の効率化を図る。

なお、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、農林水産省指示のもとPMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）の設置等の体制整備を検討する。

4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等を公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務	センターの人 材・資源を活用 した外部支援	計	法人共通	合計
収入										
前年度からの繰越金	838	0	56	0	38	49	0	982	1	983
運営費交付金	5,040	334	515	511	111	266	0	6,778	1,056	7,834
施設整備費補助金	200	0	0	0	0	0	0	200	0	200
受託収入	111	13	11	70	0	12	0	216	0	216
諸収入	925	19	7	6	0	0	0	957	7	964
農畜産物売払代	923	18	7	6	0	0	0	953	0	953
その他の収入	3	1	0	0	0	0	0	4	7	11
計	7,114	366	589	588	150	327	0	9,132	1,064	10,196
支出										
業務経費	2,041	88	139	144	125	221	0	2,758	0	2,758
うち 家畜改良関係経費	2,041	88	0	113	0	0	0	2,242	0	2,242
種畜検査関係経費	0	0	0	0	109	0	0	109	0	109
飼料作物種苗関係経費	0	0	139	0	16	0	0	155	0	155
技術の普及指導関係経費	0	0	0	31	0	0	0	31	0	31
家畜個体識別関係経費	0	0	0	0	0	221	0	221	0	221
施設整備費	341	0	0	0	0	0	0	341	0	341
受託経費	111	13	11	70	0	12	0	216	0	216
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	291	291
人件費	4,316	284	378	434	108	154	0	5,673	917	6,590
計	6,808	384	528	648	233	387	0	8,989	1,208	10,196

（注）百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

[運営費交付金の算定ルール]

次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝（（前年度一般管理費－前年度効率化除外経費）× α × γ ＋当年度効率化除外経費）＋（（前年度業務経費－前年度効率化除外経費）× β × γ ）＋当年度効率化除外経費）
＋人件費－諸収入± δ

人件費＝基本給等＋退職手当＋労災保険料＋雇用保険料＋子ども・子育て拠出金＋共済組合負担金＋社会保険料

基本給等＝前年度の予算額（基本給＋諸手当＋超過勤務手当＋非常勤役職員給与）×（１＋給与改定率）＋休職者・派遣職員・継続雇用職員給与

α ：効率化係数（９７％）

β ：効率化係数（９９％）

γ ：消費者物価係数（９９．８％）

δ ：各年度の業務の状況に応じて増減する経費

一般管理費の効率化除外経費：非常勤職員賃金（法定福利費含む）、地代、情報セキュリティ対策経費、事務所等設備法令保守経費、保険料、租税公課

業務経費の効率化除外経費：飼料費、肥料費、非常勤職員賃金（法定福利費含む）、地代、出荷手数料、家畜登録等手数料、保険料、租税公課

[注記]

給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とした。

2 収支計画

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務	センターの人 材・資源を活用 した外部支援	計	法人共通	合計
費用の部	6,830	423	512	710	205	331	0	9,011	1,314	10,325
経常費用	6,829	423	512	709	205	330	0	9,008	1,313	10,321
人件費	3,862	257	378	410	108	154	0	5,170	917	6,087
業務費	2,689	153	116	272	94	144	0	3,468	0	3,468
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	337	337
減価償却費	278	13	18	26	3	32	0	371	59	429
財務費用	1	0	0	1	0	1	0	3	2	4
臨時損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部	7,120	403	571	648	121	267	0	9,131	1,170	10,301
運営費交付金収益	4,580	294	498	472	107	213	0	6,165	1,038	7,204
受託収入	111	13	11	70	0	12	0	216	0	216
諸収入	925	19	7	6	0	0	0	957	7	964
農畜産物売払代	923	18	7	6	0	0	0	953	0	953
その他の収入	3	1	0	0	0	0	0	4	7	11
資産見返運営費交付金戻入	1,070	49	16	57	3	22	0	1,216	28	1,244
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返承継受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金見返に係る収益	240	16	22	23	6	11	0	318	54	372
退職給付引当金見返に係る収益	194	13	18	19	5	9	0	258	44	301
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	290	▲ 20	59	▲ 62	▲ 84	▲ 64	0	120	▲ 144	▲ 25
前中期目標期間繰越積立金取崩額	15	1	2	2	1	3	0	24	0	25
総利益	306	▲ 18	61	▲ 60	▲ 83	▲ 60	0	144	▲ 144	0

(注) 百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 1 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 2 当法人における賞与については、役員給与規程、職員給与規程、常勤継続職員賃金規程及び非常勤職員賃金規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 3 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 4 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得した固定資産の減価償却費等が費用計上されるため、その見合で取崩額を計上した。

3 資金計画

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務	センターの人 材・資源を活用 した外部支援	計	法人共通	合計
資金支出	6,808	384	528	648	233	387	0	8,989	1,208	10,196
業務活動による支出	5,290	344	455	604	190	279	0	7,163	1,159	8,322
投資活動による支出	1,498	41	73	39	43	101	0	1,794	18	1,812
財務活動による支出	20	0	0	4	0	7	0	32	30	62
次年度への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	7,114	366	589	588	150	327	0	9,132	1,064	10,196
業務活動による収入	6,076	366	532	588	111	278	0	7,951	1,063	9,014
運営費交付金による収入	5,040	334	515	511	111	266	0	6,778	1,056	7,834
受託収入	111	13	11	70	0	12	0	216	0	216
その他の収入	925	19	7	6	0	0	0	957	7	964
投資活動による収入	200	0	0	0	0	0	0	200	0	200
施設整備費補助金による収入	200	0	0	0	0	0	0	200	0	200
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	838	0	56	0	38	49	0	982	1	983

(注) 百万円未満を四捨五入しているので、合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 1 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による収入のその他の収入は、諸収入の額を計上した。

4 決算情報・セグメント情報の開示

センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化等により取組を進める。

また、自己収入の増加が見込まれる場合には、第5期中期計画に定められた事業を確実に実施するとともに、情報セキュリティの強化等、センターの基盤強化につながる取組に適切に対応する。

6 保有資産の処分

保有資産については、保有資産の利用状況を調査して、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。

第4 短期借入金の限度額

10億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れの遅延。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

剰余金の使途は、育種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持、強化を図るために必要な経費とする。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、業務方法書に定めた業務の適正を確保するための事項を適正に実行する。また、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果

的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告を行い、必要に応じて牧場長会議等を開催するとともに、四半期毎に業務の進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施するなどにより、各業務に関する十分な情報共有の取組を進める。

生産物等の安全性確保に当たっては、適切なリスク管理に取り組むとともに、職員教育を目的とした講習会等を実施する。さらに、通常の監査に加えて特別監査を、1以上の牧支場に対して実施する。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会を2回以上開催し、同委員会での審議結果を踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づく取組の指示及び情報の周知徹底に取り組むとともに、eラーニングシステムによる職員教育を1回以上実施する。

さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事又は補助職員による内部監査を、本所及び牧（支）場ごとに、2年に1回以上行う。

2 人材の確保・育成

人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備し、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握することにより、適材適所の人事配置や人材育成の推進及び職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成を推進する。

また、業務の円滑な運営を図り、業務の高度化・専門化に対応するため、家畜改良や飼養管理に関する技術、情報セキュリティ分野などにおけるノウハウを踏まえた採用による人材の確保や、法人内資格制度の活用、農林水産省や他の独立行政法人等との人事交流、業務に必要な能力・技術水準の向上や資格を取得させるための研修等を計画的に行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の登用に向けた取組を推進する。

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、法令に基づき、適切に情報公開を行う。

4 情報セキュリティ対策の強化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティに関する関係規程を見直し、適切な情報セキュリティ対策を講ずるとともに、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力や、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るため、新規採用時・各種研修会等において、情報セキュリティに関する教育を行うほか、標的型攻撃メールに対する訓練や、情報セキュリティ監査を行う。

また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、法令に基づき、適切に個人情報の保護に取り組む。

5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質・生物材料等の適正管理等により、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定するなど、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。

また、職場における事故等を未然に防止するため、安全衛生管理に関する取組の推進を目的とした年間計画を策定し、この計画に沿った安全衛生施策を実施するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備を進める。

6 施設及び設備に関する事項

第5期中期計画の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性や、既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設及び設備を計画的に整備・改修する。

年度	施設及び設備の内容	予 算 額 (百 万 円)	財 源
4	鶏舎及び附帯設備、女性職員用更衣室等整備費	200	施設整備費補助金

7 積立金の処分にに関する事項

前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、当中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。